

名古屋市上下水道局「週休2日制工事」の試行に関するQ&A
(土木工事)

★上下水道局「週休2日制工事」試行要綱は、以下のとおりの運用とします。

週休2日制の考え方

Q1：現場着手とはいつのことを指すのですか。

A1：仮設工事の開始、施工現場への資機材搬入及び舗装版切断等、現場での作業を開始する時点です。なお、現場事務所の設置や測量は準備期間に含まれ、非対象期間となります。

Q2：休日とはいつを指すのですか。

A2：土曜日、日曜日、祝日など「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1号及び第2号に規定する休日をいいます。なお、夏季休暇及び年末年始休暇は休日ではなく、非対象期間となります。

Q3：夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのですか。

A3：夏季休暇、年末年始休暇は原則として以下の日をいいますが、会社の休業日に合わせて日程の変更をしても差し支えありません。ただし、夏季休暇は3日間、年末年始休暇は6日間を取得し非対象期間を設けてください。なお、この日数を超える休暇は非対象期間ではなく現場閉所とみなします。また、この日数に満たない場合は、工程管理の不備等として成績評価の判断材料のひとつとなります。

- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q4：要綱第2条第8号の「現場安全点検（巡視）等」とはどのような作業ですか。

A4：次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q5：施工する予定であった日に降雨等により休工とした場合は、現場閉所の実

施と考えてよいですか。また、その分を土曜日、日曜日、祝日の施工に振替えてもよいですか。

A 5 : 降雨等により 1 日を通して休工した場合は、現場閉所の実施と認められます。また、現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）には他の休工との違いが分かるように、備考欄等へその旨（雨天のため休工など）を記載してください。振替については、降雨等による休工日の後 30 日以内とします。

Q 6 : 工期延期となった場合の週休 2 日の考え方は、どのようになりますか。

A 6 : 延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるように配慮してください。

Q 7 : 現場条件等によりやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合は、どのように対応したらよいですか。また、施行予定日にやむを得ず現場閉所しなければならない場合はほかの現場閉所日に施工を振り替えてよいですか。

A 7 : やむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員との協議の上、当該休日の前後 10 日間の期間のうち、対象期間において現場閉所日を設けてください。施工予定日にやむを得ず現場閉所しなければならない場合は、監督員との協議の上、当該施行予定日の前後 10 日間の期間のうち、対象期間における現場閉所日への施工の振替を認めます。これらの場合、現場閉所計画・実績書（様式第 1 号）の備考欄へその旨（施工日：地元要望のため、振替：○日施工の振替 など）を記載してください。

Q 8 : 週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなりました。これを理由に工期延期は認められますか。

A 8 : 当初の工期は土曜日、日曜日及び祝日のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q 9 : 週休 2 日制にした結果、工期内で工事が完成できなくなりましたが、工期延期が認められなかったため、履行遅延により工事が完成しました。この場合、現場閉所の達成は認められますか？

A 9 : 受注者の責めに帰すことができない事由がある場合は工期延期を行えますが、工期延期が行えず、工期内に工事が完成しなかった場合、現場閉

所の達成は認められませんので、未達成となり、発注者指定型においては経費に要綱第4条第12項第1号に規定する補正係数を乗じた額を減額し、受注者希望型においては補正係数を乗じません。

Q10：休日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、代替りの現場閉所日を設ける必要はありますか。

A10：短時間の作業であればQ3を適用し、それ以外の場合には、非対象期間（天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間）となりますので代替りの現場閉所日を設ける必要はありません。ただし、現場閉所計画・実績書（様式第1号）の備考欄等へ、その旨（災害対応のため非対象など）を記載してください。

Q11：金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、金曜日、土曜日共に施工したことになるのですか。

A11：金曜日の施工にはなりますが、土曜日の施工には該当しません。

Q12：監督員はどのように現場閉所を確認しますか。

A12：現場閉所計画・実績書（様式第1号）、現場閉所実績確認表（様式第2号）により確認します。（休日・夜間作業届でも確認をします。）

Q13：現場代理人等が現場に出勤せずに会社で書類整理をしていた場合、現場閉所したことになりますか。

A13：現場閉所したことにはなりません。

Q14：定期安全研修・訓練等を会社で実施した場合は、現場閉所の取得日となりますか？

A14：定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加により実施するものと土木工事共通仕様書に定めております。従いまして、休日における現場閉所を主旨とする本制度においては、会社で実施した場合においても現場閉所日数には含みません。現場閉所計画・実施書（様式第1号）には他の休工との違いが分かるように備考欄にその旨（定期安全訓練）を記載してください。

Q15：対象期間が1週間以上であれば、週休2日制工事として認められますか。

A15：対象期間が1週間（7日間）を超え、かつ、対象期間における現場作業日数が5日を超える工事が該当します。

受注者希望型について

Q16：受注者希望型で「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）（土木工事）」が添付されていれば対象工事ということですか。

A16：「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）（土木工事）」が添付されている場合でも、計画段階で対象期間が1週間（7日間）以下となる等により対象工事に該当しない場合は、受注者希望型の対象工事とはなりません。

Q17：特記仕様書が添付されている工事について、受注者希望型での施工を希望したいが、どのようにすればよいですか。

A17：週休2日の取得計画が分かる計画工程表で監督員と協議し、認められれば、受注者希望型として行ってください。

Q18：特記仕様書が添付されていない工事は、受注者希望型の対象工事とはなりませんか。

Q18：令和6年4月1日以降に公告、その他の契約の申込みの誘引が行われる工事からは、特記仕様書が添付されていない工事は、受注者希望型の対象工事ではありません。

Q19：4週8休が困難であり、4週7休での実施が予め見込まれる場合でも、受注者希望型を申し込むことはできますか。

A19：計画段階で4週8休が困難であることが見込まれる場合は、週休2日普及の趣旨に反しているため、受注者希望型を適用することは認められません。

達成状況について

Q20：28.5%以上の現場閉所の実施とはどのような考え方ですか？

A20：対象期間（工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間）の日数から調整日数を減じた数を分母に、現場閉所を実施した日数を分子にした割合（率の小数第2位切り捨て）が、28.5%以上となっているかどうかで達成の判断をします。

<計算式>

対象期間の日数－対象期間の日数以内で対象期間の日数に最も近い7の倍数＝調整日数
(現場閉所日数÷(対象期間の日数－調整日数))×100＝現場閉所率(%)

例：対象期間の日数が 100 日、現場閉所日数が 27 日の場合

調整日数は、 $100 - 98 = 2$

$27 \div (100 - 2) \times 100 = 27.5 \dots \Rightarrow 25\% \text{以上 } 28.5\% \text{未満}$ となります

Q21：対象期間内の現場閉所率は、月ごとに現場閉所実績確認表（様式第 2 号）を提出するのですか。

A21：月ごとにではなく、対象期間完了後、対象期間内の現場閉所率を算出し現場閉所実績確認表（様式第 2 号）を提出して下さい。

工事成績評価について

Q22：週休 2 日制工事に取り組みましたが、取得状況が 21.4%未満となってしまった場合は未達成として減点されますか。

A22：週休 2 日制工事の取組状況に応じて、評価します。詳細は審査項目別運用表を確認してください。

減点はありませんが、工程管理の不備等（書類の未提出も含まれます）が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。

経費の算出について

Q23：経費の算出は、どのようになりますか。

A23：現場閉所の状況に応じて、経費の算出を行います。（補正係数については、試行要綱参照）

発注者指定型：当初設計から現場閉所率 28.5%の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所状況を確認後、現場閉所率 28.5%に満たない場合は、現場閉所状況に応じて補正します。

受注者希望型：現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じて各経費を補正します。

その他

Q24：複数の工事種別からなる工事の従たる工事種別は、現場閉所の対象に含める必要はありますか？

A24：従たる工事種別も、主たる工事種別の要綱を適用した上で、一体の工事として現場閉所率の算定対象に含めてください。

Q25：施工途中で週休2日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできますか。

A25：実施困難な理由を整理したうえで監督員と協議してください。なお、どのような理由であっても、実施できなかった場合は、発注者指定型では経費の減額補正を行い、受注者希望型では経費の補正を行いません。

Q26：工事PR用紙に週休2日制試行工事である旨を記載する必要はありますか。

A26：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取組をご理解いただきたいので、PR用紙に週休2日の趣旨を簡潔に明記するなどの工夫をお願いします。

<趣旨の記載例>

この工事は、建設業における労働環境の改善に向けて、建設現場の週休2日の普及に取り組むものです。

土曜日・日曜日・祝日等を休工日とする予定ですが、これによりがたい時は、平日を休工日に振り替えますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。